

令和2年海審第2号

裁 決
遊漁船A乗揚事件

受 審 人 a
職 名 A船長
操縦免許 小型船舶操縦士

本件について、海難審判所は、理事官永木俊文出席のうえ審理し、次のとおり裁決する。

主 文

受審人 a の小型船舶操縦士の業務を1箇月停止する。

理 由

(海難の事実)

1 事件発生の日時時刻及び場所

令和元年11月2日21時30分半僅か過ぎ
愛媛県田ノ島南東岸

2 船舶の要目

船 種 船 名 遊漁船A
総 ト ン 数 4.9トン
登 録 長 10.82メートル
機 関 の 種 類 ディーゼル機関
出 力 404キロワット

3 事実の経過

(1) A

Aは、最大とう載人員が旅客12人船員3人のFRP製遊漁船で、船体中央部やや後方に操舵室を配し、操舵室には、右舷側に舵輪が設けられ、魚群探知機、ソナー用モニター及び3台のGPSプロッターを備え、舵輪前方のGPSプロッターは、魚群探知機の表示に切り換えることができた。

前部甲板のオーニング（天幕）用の棟木部には、下方を照らすLED作業灯（以下「作業灯」という。）が2個、同オーニングの左右の支柱上部には、前部甲板を照らす傘付きの作業灯が各1個、後部甲板のオーニング用の棟木部には、下方を照らす作業灯が1個、同オーニングの左右の支柱上部には、後部甲板を照らす傘付き作業灯が各1個、それぞれ設置されていた。

(2) a 受審人の経歴等

a 受審人は、約30年の遊漁船の船長経験があり、瀬戸内海の広島県、山口県及び愛媛県の各島の周辺において、周年で遊漁船業を営み、愛媛県野忽那島北東方沖合には無人島の田ノ島があることを知っていたので、夜間、陸岸の明かりがない田ノ島付近では、GPSプロッターを活用して航行していた。

(3) 本件発生に至る経緯

Aは、a 受審人ほか甲板員1人が乗り組み、釣り客10人を乗せ、遊漁の目的で、船首0.5メートル船尾1.3メートルの喫水をもって、前部甲板及び後部甲板ともオーニングがない状態で、令和元年11月2日15時20分広島県尾道糸崎港第5区を発し、三原瀬戸経由で、高浜瀬戸に向かった。

a 受審人は、高浜瀬戸の釣り場に到着後、釣果を求めて、関戸瀬

戸及び野忽那島北方沖合の各釣り場に移動し、同島東方沖合に当たる田ノ島南方沖合で遊漁を行ったものの、釣果がなかったことから、再び野忽那島北方沖合の釣り場に戻ることにした。

21時29分a受審人は、釣り客6人を前部甲板に、同4人と甲板員を操舵室両舷壁側の甲板及び後部甲板に、各自のクーラーボックス上にそれぞれ腰を掛けさせ、釣り客が釣りの仕掛け直しなどができるように各作業灯を点灯し、舵輪左方のGPSプロッター2台のうち、釣り場のポイント入力に使用していた1台を0.5海里の表示範囲で、もう1台を1.5海里の表示範囲で、それぞれ作動させ、舵輪前方のGPSプロッターを魚群探知機の表示とし、操舵室右舷側の操縦席に腰を掛けた姿勢で操船に当たり、田ノ島南方沖合の釣り場を発進した。

a受審人は、21時29分半少し前野忽那港北防波堤灯台（以下「北防波堤灯台」という。）から109度（真方位、以下同じ。）1,110メートルの地点で、針路を011度に定め、12.8ノットの速力（対地速力、以下同じ。）で、手動操舵によって進行し、21時29分半僅か過ぎ北防波堤灯台から102.5度1,100メートルの地点に至り、野忽那島北方沖合に向けるつもりで僅かに左舵をとり、緩やかに左旋回を開始するとともに増速を開始した。

21時30分少し過ぎ北防波堤灯台から086度1,000メートルの地点に達したとき、a受審人は、暗夜で、陸岸の明かりがない田ノ島を視認できない状況下、約200メートル前方の同島に向かって緩やかに左旋回しながら接近する状況となったが、どうすれば釣果を得られるか考え事をしていて、舵輪左方のGPSプロッターを活用するなど、船位の確認を十分に行わなかったため、この状況に気付かなかった。

こうして、a 受審人は、増速しながら緩やかに左旋回を続けていたところ、作業灯に照らし出された海岸を船首至近に認め、機関を中立運転にしたものの、効なく、21時30分半僅か過ぎ北防波堤灯台から074.5度920メートルの地点において、Aは、船首が310度を向き、18.5ノットの速力となったとき、田ノ島南東岸に乗り揚げた。

当時、天候は曇りで風はほとんどなく、潮候は上げ潮の中央期にあたり、視界は良好で、月齢5.4、月没時刻が21時36分であった。

乗揚の結果、船首部及び船底に破口等を生じたものの、自力離礁し、来援した僚船にえい航されたのち修理され、釣り客10人が中心性頸髄損傷及び急性硬膜下血腫等を、a 受審人及び甲板員が頭部打撲等をそれぞれ負った。

(原因及び受審人の行為)

本件乗揚は、夜間、野忽那島東方沖合において、同島北方沖合の釣り場に向けて航行中、船位の確認が不十分で、田ノ島南東岸に向け緩やかに左旋回しながら進行したことによって発生したものである。

a 受審人は、夜間、野忽那島東方沖合において、同島北方沖合の釣り場に向けて航行する場合、田ノ島には陸岸の明かりがなく、暗夜で、同島を視認できない状況だったから、田ノ島との相対位置関係を把握できるように、舵輪左方のGPSプロッターを活用するなど、船位の確認を十分に行うべき注意義務があった。しかるに、同人は、どうすれば釣果を得られるか考え事をしていて、船位の確認を十分に行わなかった職務上の過失により、田ノ島に向かって緩やかに左旋回しながら接近する状況に気付かず、同島南東岸への乗揚を招き、船首部及び船底に破口等を生

じさせ、釣り客及び甲板員を負傷させて自らも負傷するに至った。

以上の a 受審人の行為に対しては、海難審判法第 3 条の規定により、同法第 4 条第 1 項第 2 号を適用して同人の小型船舶操縦士の業務を 1 箇月停止する。

よって主文のとおり裁決する。

令和 2 年 1 1 月 1 7 日

海難審判所

審判長 審判官 栗原和栄

審判官 古城達也

審判官 川西篤史